

衆議院 法務委員會 議 録 第 十 四 号

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 石田 真敏君

理事 江崎 鐵磨君 理事 奥野 信亮君

理事 土屋 正忠君 理事 ふくだ峰之君

理事 若宮 健嗣君 理事 田嶋 要君

理事 西田 讓君 理事 遠山 清彦君

安藤 裕君 池田 道孝君

小田原 潔君 門 博文君

神山 佐市君 菅家 一郎君

黄川田仁志君 小島 敏文君

古賀 篤君 今野 智博君

末吉 光徳君 鳩山 邦夫君

林田 彪君 三ツ林裕巳君

宮澤 博行君 盛山 正仁君

八木 哲也君 枝野 幸男君

階 猛君 辻元 清美君

今井 雅人君 西根 由佳君

濱地 雅一君 井坂 信彦君

法務大臣 谷垣 禎一君

法務副大臣 後藤 茂之君

法務大臣政務官 盛山 正仁君

法務委員会専門員 岡本 修君

委員の異動

五月二十一日

辞任

大見 正君

大口 善徳君

椎名 毅君

同日

辞任

補欠選任

八木 哲也君

濱地 雅一君

井坂 信彦君

同日

補欠選任

第一類第三号

法務委員会議録第十四号

平成二十五年五月二十一日

八木 哲也君 大見 正君
濱地 雅一君 大口 善徳君
井坂 信彦君 椎名 毅君

委員石川知裕君が退職された。

同日

五月二十日
国籍選択制度の廃止に関する請願(横路孝弘君
紹介(第六七五号)

同(古屋範子君紹介(第七四二号))

もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を
自動的に喪失しないよう求めることに関する請
願(横路孝弘君紹介(第六七六号))

同(古屋範子君紹介(第七四三号))

は本委員会に付託された。

五月二十一日

国籍選択制度の廃止に関する請願(第一五号)及
びもともと日本国籍を持っている人が日本国籍
を自動的に喪失しないよう求めることに関する
請願(第一七号)は「石川知裕君紹介」を「横路孝
弘君紹介」にそれぞれ訂正された。

五月二十日

個人通報制度の早期導入及び政府から独立した
国内人権機関の設置を求めることに関する陳情
書(東京都千代田区霞が関一の三山岸良太)

(第一二二号)

個人保証制度の抜本的改正を求めることに関す
る陳情書(鹿児島市易居町二の三柿内弘一郎)

(第一二三号)

死刑執行に関する陳情書外六件(高松市丸の内
二の二二小早川龍司外六名(第一一四号))

法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめに関
する陳情書外二件(名古屋市中区三の九一の四
の二安井信久外二名(第一一五号))

本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

大規模な災害の被災地における借地借家に関す
る特別措置法案(内閣提出第四九号)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

○石田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、大規模な災害の被災地における借地
借家に関する特別措置法案及び被災区分所有建物
の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法
律案の両案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑は、去る十七日に終局いたし
ております。

これより両案を一括して討論に入るのでござい
ますが、その申し出がありませんので、直ちに採
決に入ります。

まず、内閣提出、大規模な災害の被災地におけ
る借地借家に関する特別措置法案について採決い
たします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石田委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、被災区分所有建物の再建等に
関する特別措置法の一部を改正する法律案につい
て採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石田委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

た両案に対し、奥野信亮君外五名から、自由民主
党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明
党及びみんなの党の共同提案による附帯決議を付
すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。階猛
君。

○階委員 ただいま議題となりました附帯決議案
につきまして、提出者を代表いたしましたして、案文
を朗読し、趣旨の説明いたします。

大規模な災害の被災地における借地借家
に関する特別措置法案及び被災区分所有
建物の再建等に関する特別措置法の一部
を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、両法の施行に当たり、次の事項につ
いて格段の配慮をすべきである。

一 東日本大震災被災地の実情に応じ、必要な
範囲で両法を適用すること。

二 東日本大震災について改正後の被災区分所
有建物の再建等に関する特別措置法を適用す
る場合に、同法に基づく建物の解体費用につ
いては、東日本大震災に対して講じられてい
る公的補助制度の適用を検討すること。

三 改正後の被災区分所有建物の再建等に関す
る特別措置法に基づく各決議に賛成しなかつ
た少数者が時価による対価の支払を確実に得
られるよう、売渡し請求制度の内容及び趣旨
について周知徹底を図ること。

四 賃借権の目的である建物が滅失した場合の
従前の賃借人に対する通知については、通知
漏れが生じることを防ぐよう、従前の賃借人
に対する通知制度の内容及び趣旨について周
知徹底を図ること。

五 今後も大規模災害の発生が想定されている
ことを踏まえ、老朽化を原因とする区分所有
建物の取壊し等の場合の法的要件等につい

て、必要な検討を進めること。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。谷垣法務大臣。

○谷垣国務大臣 ただいま可決されました大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案及び被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○石田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十六分散会